

水田等有効活用促進交付金の骨子（案）

1 助成対象者

(1) 面積払部分

- ・生産調整実施者
- ・助成対象となる作付拡大を行う者
- ・4の取組を実施する者

(2) 固定払相当分

- ・面積払部分の対象者
- ・水田・畑作経営所得安定対策の加入者

2 助成対象作物

- ・新規需要米（米粉・飼料用米）
- ・麦、大豆、飼料作物

※飼料作物の範囲、種子の扱い等（別紙1）

3 助成対象となる作付拡大の取組

(1) 助成対象農地

- ・新規転作田、調整水田・保全管理水田、不作付畑地、耕作放棄からの復帰水田・畑、水田裏作

※既作付地からの作付転換に関する特認制度を設定（別紙2）

(2) 助成対象となる作付拡大

- ・助成対象農地における助成対象作物の H20 年産からの作付拡大（H21 年産から対象）

※ H19 年度補正の緊急一時金からの切り換えの特認制度を設定（別紙3）

※産地確立交付金との併給は不可

4 助成に当たって取り組むべき内容（別紙4）

(1) 実需者との播種前契約等があること（別紙4-1）

- ・播種前契約等で実需者と結びつき需要に応じた生産を行っていること

(2) 低コスト生産を行うこと（別紙4-2）

- ・低コスト化や高品質化に向けた技術を導入していること

(3) 捨て作りを行わないこと（別紙4-3）

- ・米粉・飼料用米、麦、大豆にあっては、地域の平均単収と比較し一定基準に達しない場合には、その理由を精査し必要な指導を行う。
- ・合理的な理由なく基準を満たしていないと判断される場合には、助成対象としない。

※（3）については、助成額の一部の交付要件

5 助成単価

(1) 面積払部分

- ・新規需要米（米粉・飼料用米） 5.5万円/10a
(5千円はコスト削減への加算)
- ・麦、大豆、飼料作物 3.5万円/10a
- ・水田裏作 1.5万円/10a (3年間)
- ・畑作不作付地 1.5万円/10a (1年間)

※地域協議会において交付総額の範囲内で単価設定可能

(2) 固定払相当分（担い手経営革新促進事業の単価と同額）

- ・小麦 27,600円/10a
- ・二条大麦 20,900円/10a
- ・六条大麦 18,200円/10a
- ・はだか麦 23,600円/10a
- ・大豆 20,200円/10a

(3) 大豆の数量加算

- ・3千円/60kg（単収180kg/10a以上の場合に加算）

6 事業の実施手続き

(1) 都道府県推進方針の作成

- ・都道府県協議会は、導入を推進する技術等をまとめた作付拡大に向けての推進方針を作成。

(2) 事業計画書

- ・都道府県協議会は、作付拡大に際しての推進課題、拡大見込み面積等をまとめた都道府県生産拡大計画書を作成。
- ・地域協議会は、作付拡大に際しての推進課題、導入を推進する技術、団地化や担い手への土地利用集積の取組方針、拡大見込み面積等をまとめた地域生産拡大計画書を作成。
- ・農業者は、作付を拡大する面積、導入する技術等をまとめた拡大営農計画書を作成。

(3) 都道府県の配分、地域・農業者への交付

- ・国は、都道府県計画書に記載された拡大面積（計画値）を精査し、拡大面積（計画値）×単価分の所要額を勘案し、各都道府県に配分。
- ・都道府県協議会は基金を造成し、各地域の拡大面積（実績）に応じて交付。
- ・地域協議会は、農業者毎の拡大面積（実績）に応じて交付。

7 事業実施主体

- ・都道府県水田協議会及び地域水田協議会
- ・畑作地帯等地域水田協議会が存在しない地域においては、地域水田協議会に準じる組織を事業主体として認めるとともに、事業主体からJA等に事務委託を行える仕組みとする。

8 その他

○担い手経営革新促進事業との整理

- ・H19年産～H20年産までの拡大分は、従前どおり担い手経営革新促進事業で対応。
- ・H21年産の拡大分からは、促進交付金で対応。(H21年産の麦を含む)